

令和8年度 松戸市母子・父子自立支援プログラム策定業務委託事業者選考評価基準表

1 評価方法

- (1) 評価は、「令和8年度 松戸市母子・父子自立支援プログラム策定業務委託事業者選考委員会運営要領」に定める選考委員で行う。
- (2) 選考委員は、事業者が提示した企画提案書及びプレゼンテーション等の内容を精査し、下記の項目について、「特に優れている」、「優れている」、「普通」、「やや劣っている」、「劣っている」の5段階で評価を行う。
- (3) 各選考委員に配分される評価点は1人あたり150点満点とする。

2 評価基準

選考委員採点	評価項目	評価の視点	重要度	配点	評価					
					特に優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている	
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	基本方針	応募動機について、事業に対する意欲や熱意が感じられるか。	A	10	10	8	6	4	2	
		組織として、安定的な運営が可能か。		10	10	8	6	4	2	
		業務全体の実施方針について、事業の主旨を十分に理解し、松戸市の目指す方針に従った実施方針となっているか。		10	10	8	6	4	2	
		ひとり親家庭が置かれている現状と課題に対する理解があり、松戸市母子・父子自立支援プログラム策定業務を運営するにあたって、事業の目的、内容に対して目標が明確かつ妥当か。		10	10	8	6	4	2	
	実施体制	策定員が業務を実施するにあたって、策定員が業務について相談できる等の十分なフォローオン体制が整っているか。		15	15	12	9	6	3	
		策定員の人才培养やスキルアップについて、効果的な取り組みがあるか。		10	10	8	6	4	2	
	業務の質	ひとり親家庭等の状況・ニーズに合わせた就労支援プログラム策定について、具体的な策定方法が提案、記載されているか。		15	15	12	9	6	3	
		本事業の成果を把握するための具体的な方法が提案、記載されているか。		10	10	8	6	4	2	
		ひとり親家庭における課題を把握するとともに、一人ひとりの状況に配慮した就労支援プログラム策定を行うことができるか。		15	15	12	9	6	3	
		必要に応じて関係機関との連携を行なうことができ、関係機関との連携に関する取組・実績が具体的か。		10	10	8	6	4	2	
事務力局	業務の適正実施	守秘義務を厳守するとともに、個人情報の適切な取扱いや保護について適切な措置を行う管理体制であるか。	B	10	10	8	6	4	2	
	緊急時の報告	相談者及び子どもの権利を第一に考え、緊急時においては適切な報告ができるか。		10	10	8	6	4	2	
	事業実績	過去もしくは現在、母子・父子自立支援プログラム策定業務の実績があり、知識やノウハウを活用することができるか。		10	10	8	6	4	2	
14	見積の妥当性	見積額の項目が適当であり、かつ妥当な金額であるか。評価の算出式は次のとおりとする。 (3+2× [1- (見積額 ÷ 提案限度額)])	B	5	5	4	3	2	1	
評価点合計					150	150	120	90	60	30

3 選考方法

- (1) 各選考委員の評価点を合計し、最も高い点数を獲得した事業者を優先交渉権者として選考して随意契約の交渉を行う。
- (2) 最も高い評価点を獲得した事業者が複数ある場合は、重要度Aの評価項目の評価点のみを合計し、最も高い点数を獲得した事業者を優先交渉権者として選考する。
- (3) 上記(2)の場合においても事業者が複数ある場合には、選考委員の合議による優劣の比較審査を行い、優先交渉権者を選考する。
- (4) 優先交渉権者と随意契約の交渉の結果、合意に至らなかった時は、次に審査点の合計が高い事業者と随意契約の交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が450点（各選考委員に配点された評価点の合計である750点の6割）に満たない場合は、優先交渉権者として選考しないものとする。